

宣言事業所の特典

※協会けんぽ福岡支部加入事業所対象

その1 事業所カルテの提供

健診結果データ等をもとに事業所の健康度を見える化した事業所健康度診断(事業所カルテ)をご提供



※ご提供には被保険者数等一定の条件があります

その2 健康測定器の利用料割引

最新精密体組成計の測定
(専門スタッフが事業所を訪問)

■株式会社 NewSupport

従業員様：半額(500円)
ご家族様：無料
交通費：初回無料



その3 スポーツクラブの利用料割引

■スポーツクラブルネサンス(県内6店舗)

法人会員として利用可能

使いたい放題(Monthly) 1回ごとに(1Day)

月会費:8,580円(税込) 1回毎:1,650円(税込)
(個人マスター会員の場合14,630円) (通常制度なし)

オンライン法人会員として利用可能

使いたい放題(Monthly) 1回ごとに(1レッスンごと)

月会費:3,300円(税込) 1回毎:1,100円(税込)
(一般価格3,850円)

■エニタイムフィットネス(西鉄平尾・姪浜・千早・西新店)

入会の翌々月の月会費(7,480円(税込))が半額

その4 その他

■健康宣言実施事業所として
求人票への掲載

■健康づくり取組事例集の贈呈



特典について詳しくは、協会けんぽ福岡支部ホームページ「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」をご覧ください。

健康宣言を次のステップへ

協会けんぽ福岡支部認定

健康づくり優良事業所認定制度

認定要件を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」、特に取り組みが優良な事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定し、認定証やロゴマークを贈呈します。名刺や広告等に表示することができ、従業員の健康に配慮した事業所として広くアピールできます。

【健康づくり優良事業所】認定要件

- ① ふくおか健康づくり団体・事業所宣言に登録していること
- ② 生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上であること
- ③ 特定保健指導を導入していること
- ④ 健康保険委員の登録をしていること(協会けんぽ福岡支部に登録)
- ⑤ がん検診推進企業の登録をしていること(福岡県に登録)
- ⑥ 実績報告書を提出していること



【健康づくり優良事業所ゴールド】認定要件

- ① 【健康づくり優良事業所】の認定要件を満たすこと
- + ② 実績報告書内のゴールド認定要件を満たすこと

※認定要件については、認定年度の前年度実績をもとに判定します。



- 認定特典
- ① 認定証とロゴマークを提供します。(ロゴマークは名刺や広告等に使用できます)
 - ② 西日本シティ銀行の3大疾病保証特約付住宅ローンの年0.2%金利優遇

経済産業省の認定制度

健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の方針を顕彰する制度です。

詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください

健康経営優良法人

検索

